

～精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）申請必要書類

有効期限は手帳２年間、自立支援医療１年間（新規申請は申請日の属する月＋１１ヶ月）です。
更新・再認定申請は期限の３か月前から受付をいたします。更新・再認定のお知らせはいたしませんので、有効期限にご注意ください。

手帳申請	２通りの 申請方法が あります。	手帳用 申請書	手帳用 診断書	障害年金 証書等 の写し	直近の 年金振込 通知書 の写し	同意書 (県知事宛)	写真１枚 (縦４cm×横３cm) 脱帽、１年以内 上半身のもの	個人番号 カードか 通知 カード
新規・更新	①障害年金証書等 で申請する場合※１	○	—	○	○	○	○	○ 新規のみ
	②手帳用診断書 で申請する場合※２ ※３	○	○	—	—	—	○	○ 新規のみ
	千葉市・他県の手帳を お持ちの方	○ ＋住所変更申請	千葉市・他県の手帳の写し				○	○

自立支援 医療申請	申請 書	精神 通院医療用 診断書※３	保険証※５	所得がわかるもの		個人番号 カードか 通知 カード	その他
				同意書	★申請者の同意をいただき、当課にて所得状況を 確認させていただきます。		
新規	○	○	○	○	★保険の種類によって、申請者以外の世帯の方の 所得状況を確認させていただきます。	○	受診を希望する 指定医療機関 (薬局・訪問看護等を含む)
再認定		○ ※４			★未申告の場合は所得申告を税務関係課にて してください。	—	受給者証
千葉市・ 他県の 受給者証を お持ちの方	○	—	○	○ ※６	★障害年金等を受給中の方（障害、遺族年金等）は年金の振込通知書または年金振込通帳 をご持参ください。	○	千葉市・ 他県の 受給者証

※１ 障害年金証書等で申請する場合、障害年金と同じ等級になります。

※２ 精神障害の初診年月日から６か月以上経過した時点の診断書

※３ 申請日から３か月以内に作成された診断書

※４ (１) 次の場合、診断書の提出は次回の更新時不要となります。

- ① 受給者証に「手帳用１年目」「医療用１年目」の記載があること
- ② 治療方針の変更がないこと
- ③ 有効期限内の申請であること

(２) 手帳と同時申請の場合、手帳用の診断書での提出も可能です。

※５ 健康保険証の原本をお持ちでない場合、加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの健康保険証の資格情報データを印字したもののいずれかをお持ちください。いずれもお持ちでない場合は、マイナンバーカード（通知カード不可）をお持ちください。窓口でマイナポータルにログインいただき資格情報を確認させていただきます。なお、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録がされていない方や、ログイン時の暗証番号が分からない方は確認できません。

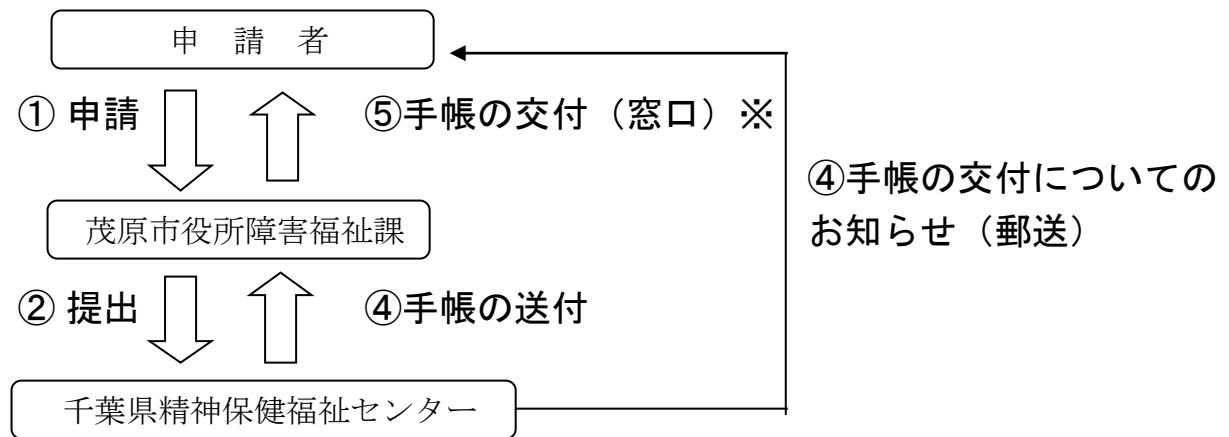
※６ 所得確認の同意書と共に、前住所地への照会に関する同意書を記入していただきます。

問い合わせ先：茂原市役所 障害福祉課
電 話：0475-20-1666
F A X：0475-20-1610

申請後の流れ

交付までは、約2～3か月かかります。県の審査状況により、更に期間を要する場合があります。

精神障害者保健福祉手帳

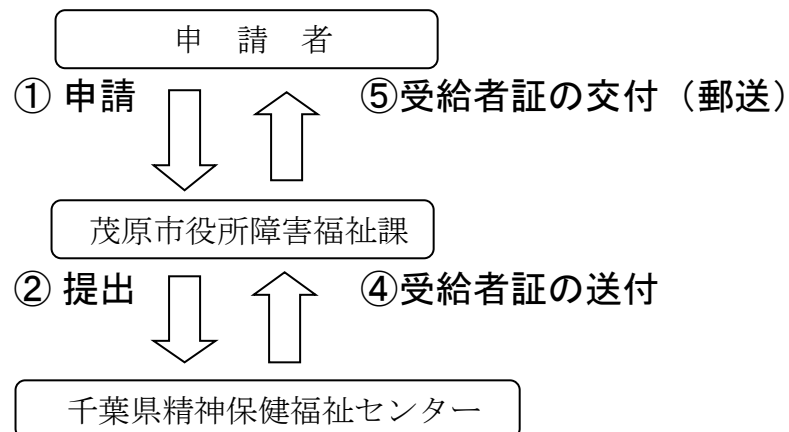


③ 審査（審査の結果、該当しない場合は文書でお知らせします。）

※手帳の受け取りに必要なもの

- ・手帳の交付についてのお知らせ（県精神保健福祉センターから送付されたもの）
- ・旧手帳（お手元にある場合）
- ・身分証明書（代理の方が受け取る場合）

自立支援医療（精神通院）



③ 審査（審査の結果、該当しない場合は文書でお知らせします。）